

# 入札説明書

令和2年札幌市告示第473号に基づく入札等については、札幌市契約規則、札幌市物品・役務契約等事務取扱要領その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 告示日 令和2年1月31日

## 2 契約担当部局

〒007-0802 札幌市東区東苗穂2条2丁目2-1

札幌市環境局環境事業部処理場管理事務所管理係 電話 011-783-5314 (FAX 011-783-5313)

## 3 入札に付する事項

(1) 借入件名及び数量 バックホー0.7m3級借受その1 一台

(2) 借入件名の特質等 仕様書による。

(3) 納入期日及び借入期間

納入期日 令和2年4月1日

借入期間 令和2年4月1日から令和3年3月31日までとする。

(4) 借入場所 山口処理場ほか（札幌市手稲区手稲山口364番地ほか）

(5) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 4 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成30～32年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が大分類「一般サービス業」・中分類「物品賃貸業」に登録されている者であること。

(3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全なものでないこと。

(4) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。

(5) 札幌市競争入札参加資格者参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

## 5 入札書の提出場所等

(1) 契約条項を示す場所及び問い合わせ先

上記2に同じ。

(2) 入札書の受領期限及び提出場所

令和2年2月17日（月）9時30分

札幌市環境局環境事業部処理場管理事務所執務室（札幌市東区東苗穂2条2丁目2-1）

(3) 開札の日時及び場所

令和2年2月17日（月）10時30分

札幌市環境局環境事業部処理場管理事務所課会議室（札幌市東区東苗穂2条2丁目2-1）

(4) 入札書の提出方法

ア 入札書は、別紙1の様式にて作成し、上記(2)の指定日時及び場所において、直接提出する場合は封筒に「令和2年2月17日10時30分開札[バックホー0.7m3級借受その1]の入札書在中」の旨を記載し、上記2に入札書の受領期限までに提出しなければならない。



とする。

## 6 その他

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額の1年間に相当する額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定の日の翌日から起算して5日後(5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日)までに納付しなければならない。なお、指定期日までに納付がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の定めに基づき参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

(3) 入札者に要求される事項

入札参加者は、本入札説明書、仕様書、契約書案等について、疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることはできるが、入札後は、これらの不明を理由として異議を申し出ることはいない。

(4) 落札者の決定方法

ア 札幌市契規則第7条の規定の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

イ 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者又はその代理人がくじを直接引くことができないときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

(5) 落札の取消し

落札者が次の各号の一に該当するときは、当該落札を取り消すものとする。

ア 契約の締結を辞退したとき、又は市長の指定した期限内に契約を締結しないとき。

イ 入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。

ウ その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。

(6) 契約書の作成

ア 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。

イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に市長が当該契約書の案の交付を受けてこれに記名押印するものとする。

ウ 上記イの場合において市長が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。

エ 市長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(7) 契約条項

別紙3のとおり

# 入 札 書

入 札 金 額	金 額 円
調 達 件 名	バックホー0.7m3級借受その1

仕様書その他の書類、現場等を熟覧のうえ、札幌市契約規則、札幌市競争入札参加者心得及びその他関係規定等を遵守し、上記の金額で入札します。

なお、札幌市議会の議決に付すべき契約に関する条例及び札幌市財産条例の適用を受ける場合においては、同議会の同意を得た後に契約を締結することを承知いたします。

令和 年 月 日

(あて先) 札幌市長

	住 所	
入 札 者	商号又は名称	
	職・氏名	印
入札代理人	氏 名	印

- 備考 1 代理人が入札する場合の訂正は、代理人の印鑑で行うこと（ただし、金額の訂正はできない。）。
- 2 代理人が入札するときは、入札者の押印を要しない。

# 委任状

令和 年 月 日

(あて先)  
札幌市長

住 所  
委任者 商号又は名称  
職・氏名 印

調達件名 バックホー0.7m3級借受その1

私は、下記の者を代理人として定め、上記入札に関する一切の権限を委任します。

記

受任者 氏 名 印

備考1 見積の場合は、「入札」とあるのを「見積」と読み替える。

2 代理人（受任者）の印は、入札（見積）書に使用する印と同一の印を押印すること。

3 委任状の訂正は、委任者の印鑑で行うこと。



物品—第18号様式 契約書（物品の借受け：レンタル（当該年度内）契約用）

## 契 約 書

貸借物品名 バックホー0.7m3級借受その1

数 量 1台

上記の物品の賃貸借について、貸借人札幌市（以下「発注者」という。）と、  
 賃貸人（以下「受注者」という。）  
 とは、次のとおり賃貸借契約を締結する。

1 賃 料 総額 金 円  
 （うち消費税及び地方消費税の額 円）

## 【内訳（支払金額）】

月（内訳）	支払金額	月（内訳）	支払金額
令和2年4月	円	令和2年10月	円
令和2年5月	円	令和2年11月	円
令和2年6月	円	令和2年12月	円
令和2年7月	円	令和3年1月	円
令和2年8月	円	令和3年2月	円
令和2年9月	円	令和3年3月	円

注：支払い月額については、契約金額を賃貸日数で除して支払月の日数に乗じて按分します。  
 なお、月額に千円未満の端数が生じる場合は、支払い最終月に加えます。

- 2 賃貸借期間 令和2年4月1日から令和3年3月31日までとする。  
 3 引渡場所 発注者の指定する場所（山口処理場ほか）  
 4 検査場所 発注者の指定する場所（山口処理場ほか）  
 5 仕様書等 別紙のとおり  
 6 契約保証金 「免除」又は「金 円」  
 7 その他の事項 別添契約約款のとおり

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を所持する。

令和 年 月 日

発注者 札幌市  
 代表者 市長 秋元克広

受注者 住 所  
 商号又は名称  
 職・氏名

## 札幌市物品貸借契約約款

### (総則)

第1条 発注者及び受注者は、契約書に記載された貸借物品（以下「貸借物品」という。）の貸借契約に関し、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、仕様書（設計図、見本等を含む。以下同じ。）に従い、この契約（この約款及び仕様書を内容とする物品の貸借契約をいう。以下同じ。）の履行にあたって適用される法令を遵守し、これを履行しなければならない。

### (契約保証金)

第2条 受注者は、この契約の締結と同時に契約保証金を納付しなければならない。ただし、発注者が、札幌市契約規則（平成4年規則第9号）第25条の規定に基づき契約保証金の納付を免除した場合は、この限りでない。

2 前項の契約保証金の額は、契約金額の100分の10以上としなければならない。

### (権利義務の譲渡等)

第3条 発注者は、受注者の承諾がなければ、この契約により生ずる貸借権を譲渡し、又は貸借物品を転貸してはならない。

2 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

### (検査及び引渡し)

第4条 受注者は、納入に際し、又は発注者の定める日時に立会いのうえ発注者の定める検査（以下「納品検査」という。）を受けなければならない。

2 発注者は、納品検査を納入の日から起算して10日以内に終えなければならない。

3 発注者は、受注者が納品検査に立ち会わないときは、当該納品検査の結果について受注者の異議の申立てを認めないものとする。

4 発注者は、納品検査に合格したときは、受注者から貸借物品の引渡しを受けるものとする。

5 受注者は、納品検査に合格しないときは、発注者の指示する期間内に良品との交換又は補修をしなければならない。この場合の交換又は補修後の納入については、前4項の規定を準用するものとする。

### (危険負担)

第5条 前条第4項（同条第5項で準用する場合を含む。）の引渡しの前に生じた物品の亡失、き損等は、すべて受注者の負担とする。

### (賃料の請求)

第6条 受注者は、当該月分の賃料を翌月の10日までに、発注者の指定する請求書により、発注者に対して請求するものとする。ただし、賃貸借期間の最終月の賃料にあつては、第10条に規定する貸借物品の引取りが完了した後、発注者に対して請求するものとする。

### (賃料の支払)

第7条 発注者は、前条の規定により適法な請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に当該請求金額を受注者に対して支払うものとする。

### (貸借物品の管理等)

第8条 発注者は、善良な管理者の注意をもって、貸借物品を常に正常に機能を果す状態を保つようにして、保管又は使用するものとする。この場合、使用又は保管に必要な消耗品等は、発注者の負担とする。

2 受注者は、発注者が、発注者の責めに帰する理由以外で貸借物品を使用することができなくなったときは、当該物品を取替え、又は補修しなければならない。この場合、発注者は、契約金額から、貸借物品の使用不能期間に相当する賃借料を減額するものとする。

### (貸借物品の現状変更)

第9条 発注者は、貸借物品の設置場所の変更又は他の機械単具の取付け等の現状変更を行おう

とするときは、あらかじめ受注者の承諾を得なければならない。

(貸借物品の引取り)

第10条 受注者は、賃貸借期間が終了したときは、発注者の指示に従い、すみやかに貸借物品を引取らなければならない。

(保険加入)

第11条 受注者は、貸借物品について賃貸借期間中継続して受注者を被保険者とする動産総合保険(仕様書で別に指定している場合は当該保険)に加入するものとする。

2 発注者は、保険事故が生じたときは、直ちにその旨を受注者に通知するものとする。

(履行遅滞の場合における違約金等)

第12条 受注者の責めに帰する理由により、賃貸借期間の始期(仕様書で別に期日を定めた場合は当該期日。以下「納入期限」という。)までに貸借物品の納入ができない場合には、受注者は、発注者に対して違約金を支払わなければならない。

2 前項の違約金の額は、契約金額につき、納入期限の翌日から納品検査(第4条第5項で準用する場合を含む。)に合格した日までの日数に応じ、契約締結の日において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件(昭和24年12月大蔵省告示第991号)において定める割合(以下「違約金算定率」という。)で計算した額(100円未満の端数があるとき、又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。)とする。ただし、遅延日数は、当該納品検査に要した日数を除くものとする。

3 発注者の責めに帰する理由により、第7条に規定する支払が遅れたときは、受注者は、支払期限の翌日から起算し、遅延日数1日について、違約金算定率で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

(談合行為に対する措置)

第13条 受注者は、この契約に係る入札に関して、次の各号の一に該当したときは、賃料の100分の20に相当する額を発注者に支払わなければならない。賃貸借期間が満了した後においても、同様とする。

(1) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条に規定する排除措置命令(排除措置命令がされなかった場合にあっては、同法第62条第1項に規定する納付命令)が確定したとき。

(2) 受注者又は受注者の役員若しくは使用人が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6の規定に該当し、刑が確定(執行猶予の場合を含む。)したとき。

(3) 前2号に規定するもののほか、受注者又は受注者の役員若しくは使用人が独占禁止法又は刑法第96条の6の規定に該当する違法な行為をしたことが明らかになったとき。

2 前項に規定する場合においては、発注者は、契約を解除することができる。

3 前2項の規定は、発注者の受注者に対する損害賠償請求を妨げるものではない。

(契約の解除等)

第14条 発注者は受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項及び第2項の規定により一般競争入札に参加することができなくなったとき。

(2) 契約期間内に履行の見込みがないと認められるに至ったとき。

(3) 契約の締結若しくは履行又は入札に関し、不法の行為又は札幌市契約規則に違反する行為をしたとき。

(4) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、受注者が団体である場合は代表者、理事等をいう。以下この号において同じ。)が札幌市暴



力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(5) その他契約を継続し難い重大な事由があると認められるとき。

2 前項の規定により契約が解除された場合については、受注者は、発注者にその損害の賠償を求めることができない。

(契約が解除された場合等の賠償金)

第14条の2 次の各号のいずれかに該当する場合においては、発注者は、契約金額の100分の10に相当する金額を賠償金として請求することができる。

(1) 前条の規定によりこの契約が解除された場合

(2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の場合において、第2条の規定により契約保証金が納付されているときは、発注者は、当該契約保証金をもって第1項の賠償金に充当することができる。

(契約保証金の返還)

第15条 発注者は、賃貸借期間が満了したときは、契約保証金を返還しなければならない。

(裁判管轄)

第16条 この契約に関する訴訟は、発注者の所在地を管轄する裁判所に提訴する。

(その他)

第17条 受注者は、この約款に定める事項のほか、札幌市契約規則及び労働基準法（昭和22年法律第49号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他の労働及び社会保険に関する法令を遵守するものとする。

2 この約款に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、発注者と受注者とが協議のうえ定めるものとする。

